

## アルコール輸入業務報告書 <留意事項>

### ■業務報告書の作成にあたり、留意いただく事項を簡素に整理しています。

以下の「留意事項」をご確認の上、期日までに提出ください。

詳しくは「アルコール輸入の手引き」を確認ください。 >>>



- ✓ 毎年5月末日までに提出〔法令に定める義務〕  
(必ず記載誤りや漏れがないか、ダブルチェック後に提出してください。)
- ✓ 譲渡数量は、4月1日から翌年3月末日までに譲渡先に納入したアルコール数量を記載
- ✓ 許可を受けている「主たる事務所又は貯蔵所別」「発酵・合成の別」「度数別」に記載  
アルコールの輸入や売渡しの実績がない場合でも提出が必要

様式第19 (第22条第1項関係)

実際に提出する日(投函日)を記載

2024年05月10日

近畿経済産業局長 殿

「近畿経済産業局長」としてください。  
「近畿」が抜けていると受理できません。

(郵便番号 540-8535)

報告者 住所 大阪府中央区大手前1-5-44

電話番号 06 (6966) 6029

商号、名称 又は 氏名

近畿経済株式会社

(許可番号 4 - 5 - 99999)

法人の代表者の住所 及び 氏名

大阪府中央区大手前〇-〇

代表取締役 経産 太郎

法定代理人の住所 及び 氏名

商号 又は 名称

法人代表者の「自宅住所」「役職名」  
(代表取締役等)を忘れずに記載

## アルコール輸入業務報告書

アルコール事業法第20条において準用する同法第9条第2項の規定により、次のとおり報告します。

2023 年度アルコール受払

該当年度を忘れずに記載

(2024年5月末日までに提出する報告書は「2023」です。)

合計値に誤りはないか